

令和7年3月28日

千葉県報第14027号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員



## 目 次

### 1 令和5年度分

(監査テーマ)

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について・・・・・・・・・・ 1

◎「区分」欄の記載について

包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。

また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができることとされている。

包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）に対して「措置」を講じた場合及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して対応した場合、それぞれ「措置済み」、「対応済み」、対応を引き続き検討する場合は「継続」と整理し、監査委員に通知している。

- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、下記のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
  - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
  - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
  - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
1	1 国道道路改良工事（笹曽根地区外道路改良工） 126号 ① 下請負人の社会保険の加入について	元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。	「千葉県建設工事適正化指導要綱」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」に基づき、元請業者から提出される施工体制台帳により下請負人の社会保険加入状況を確認するとともに、要綱等の遵守について適宜指導することとした。 なお、法定福利費の内訳明示については、施工体制台帳提出時に添付される契約図書等により確認することとした。	対応済み
2	1 国道道路改良工事（笹曽根地区外道路改良工） 126号 ② 工期の設定方法について	適正に見積もった工期の工期末が年度末から比較的近い期日であった場合には、やむを得ない事情による遅延のリスクを勘案し、余裕を持って、契約上の工期末を3月下旬の2月定例県議会の閉会後に変更契約を締結可能な日付に設定することを検討するよう要望する。	事務手続に要する期間等を含め工期等に影響を及ぼす事象を考慮した適正な工期の設定に努める。	対応済み
3	1 国道道路改良工事（笹曽根地区外道路改良工） 126号 ③ 不備のある請求書を受領した際の事務について	今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底するよう要望する。	日付の記入されていない請求書を受領した際には、業者に再発行を依頼するか、又はその場で請求書の日付を記入するよう依頼することとした。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
4	2 社会資本整備総合交付金 工事（八木拡幅道路改良工 の2）（国）126号 ① 下請負人の社会保険の加 入について	元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等（金額をマスキングしていないもの）を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。	「千葉県建設工事適正化指導要綱」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」に基づき、元請業者から提出される施工体制台帳により下請負人の社会保険加入状況を確認するとともに、要綱等の遵守について適宜指導することとした。 なお、法定福利費の内訳明示については、施工体制台帳提出時に添付される契約図書等により確認することとした。	対応済み
5	5 県単道路改良工事（銚子 BP整備工） ① 当初設計の合理性に対す る疑義について	予定価格が250万円に近似している工事案件について、工数等を恣意的に見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがあることから、工数の見積りに当たっては、客観的かつ合理的な根拠を明らかにしておくよう要望する。	工事等の発注に当たっては、現地実測により算出した面積等を設計数量とするなど客観的かつ合理的な根拠を基に積算を行っているところ、当該根拠や積算過程を明らかにする資料を併せて保存するよう周知した。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
3	県単舗装道路修繕工事 他・印旛土木事務所 ① 契約変更の時期について	設計変更の結果、請負金額が当初の請負金額の20パーセントを超えて増減することが判明した場合には、ガイドラインの規定にしたがって「速やかに」請負金額の変更契約を締結されたい。	当該案件に係る変更契約締結の遅れの原因は、変更金額の合計20%超過の見落としであったと考えたところ、変更設計の対象となる協議があった際には、工事打合せ簿のほか、これまでの変更設計の対象となつた協議の内容と概算金額が分かる調書を添付することで、変更金額の合計20%超過の見落としを防止している。 なお、設計変更ガイドラインの適切な運用を徹底するため、技術管理課から令和6年6月6日付けで再度通知を行うとともに、各種研修において周知及び説明を行っている。	措置済み
6				

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
7	4 県単道路改良工事（田町事業地管理工） ① 施工計画書の誤記について	施工計画書の確認にあたっては、実効性のあるチェックが行えるような仕組みの構築に向けた検討を行うよう要望する。	施工計画書の確認に当たっては、担当者個人任せにせず、現場臨場時において、担当者、担当課長等の複数人で施工計画書の記載内容と合致しているか確認を行っているところ、当該確認を徹底する。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
6	道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その4）（主）越谷流山線 ① 期跨ぎの工期変更契約の締結について	期跨ぎの工期変更契約締結を予定しながら、県議会承認前であることを理由に令和4年3月31日までの9日間だけ工期を延長する工期変更契約を締結し、県議会承認後、改めて、期跨ぎとなる令和4年3月31日後を工期とする工期変更契約を締結するという契約行為については、発注者（県（土木事務所））にとっても、受注者（契約の相手方）にとっても事務負担増（受注者にとっては印紙税負担増も）となることから、期跨ぎの工期変更が想定される場合には、12月定例会議会に期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得るなど、変更契約締結回数を少なくし、事務負担を軽減することを要望する。 また、当初契約において、工期を、3月22日のより下旬の閉会日から変更契約を行う余裕のある日付とすることによって、期末日まで工期を延長する工期変更契約を行うことなく、2月定例会議会において期跨ぎの工期変更承認を得て、3月31日に期跨ぎとなる3月31日後を工期とする工期変更契約を締結することも可能となることから、期末日直前ではなく期末日を工期とするなど、変更契約締結回数を少なくできるような工期決定も検討し、事務負担を軽減することを要望する。	事務手続に要する期間等を含め工期等に影響を及ぼす事象を考慮した適正な工期の設定に努める。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
9	7 道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川島港線 成田市天神峰 ① 設計変更契約について	設計変更に伴う請負代金の合計額が20パーセントを超えていることが明らかであるにもかかわらず、その後工期未だで契約変更を行わなかったことは、県の定めるガイドラインに違反しており、本来であれば変更金額が20パーセントを超えた時点で変更契約を実施すべきであった。今後は、県の定めるガイドラインに則った設計変更手続をとるよう要望する。	当該案件に係る変更契約締結の遅れの原因は、変更金額の合計20%超過の見落としであったと考えられたところ、変更設計の対象となる協議があった際には、工事打合せ簿のほか、これまでの変更設計の対象となつた協議の内容と概算金額が分かる調書を添付することで、変更金額の合計20%超過の見落としを防止している。 なお、設計変更ガイドラインの適切な運用を徹底するため、技術管理課から令和6年6月6日付けで再度通知を行うとともに、各種研修において周知及び説明を行っている。	措置済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
7	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	トンネルの補修等の工事によりトンネル台帳記載事項に変更があった場合には、遅くとも工事完了時点で記載内容の更新を行うよう要望する。	土木施設台帳については、県土整備部として常に最新情報が適切に更新管理ができるように、今後DXを活用して台帳管理の改善をしていく。	
10	② トンネル台帳記載事項更新について			対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
11	<p>8 県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について</p> <p>① 土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について</p>	<p>土地の収用手続は、「推進要綱」において要請されている「検討会」や「推進会議」の結果に基づき適切に実施されたい。</p>	<p>令和6年7月1日付けで判断基準等を規定した土地収用制度活用要綱等の改正をした。</p> <p>また、改正前の「検討会・推進会議」に相当する「活用会議」を令和7年2月27日に開催した。</p> <p>今後も同会議を適正に開催し、収用手続きへの移行について判断を行う。</p>	措置済み
12	<p>8 県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について</p> <p>④ 「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について</p>	<p>「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表は、県民への事業の進行管理に関する説明責任の観点から「推進会議」の審議に基づき適切に公表されたい。</p>	<p>令和6年7月1日付けで土地収用制度活用要綱等を改正し、公表基準を明確にした。</p> <p>今後は「活用会議」において公表基準に該当するとされた事業について、公表を行う。</p>	措置済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
13	<p>県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について</p> <p>② 収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて</p>	<p>「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)の「重点施策」の決定は各事業課によりなされ、推進会議において活用案件を検討する際の判断基準となっていないが、これに対する明確なガイドラインがないことにより、判断基準が恣意的な結果となる可能性がある。</p> <p>活用案件の「重点施策」の判断基準や意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」で審査することを要望する。</p>	<p>令和6年7月1日付けで土地収用制度活用要綱等を改正し、判断基準を明確にした。</p> <p>また、改正前の「検討会・推進会議」に相当する「活用会議」を令和7年2月27日に開催した。</p> <p>今後も「活用会議」において、判断基準に基づき審査を行っていく。</p>	対応済み
14	<p>県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について</p> <p>③ 「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について</p>	<p>「候補案件」について、その選択の判断基準を始める審査資料を作成のうえ「推進会議」で審査することを要望する。</p>	<p>令和6年7月1日付けで土地収用制度活用要綱等を改正し、判断基準を明確にした。</p> <p>また、改正前の「検討会・推進会議」に相当する「活用会議」を令和7年2月27日に開催した。</p> <p>今後も「活用会議」において、判断基準に基づき審査を行っていく。</p>	対応済み
15	<p>県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について</p> <p>⑤ 公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について</p>	<p>「重点施策」の判断基準を作成のうえ意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」でその妥当性を審査することを要望する。</p>	<p>令和6年7月1日付けで土地収用制度活用要綱等を改正し、判断基準を明確にした。</p> <p>また、改正前の「検討会・推進会議」に相当する「活用会議」を令和7年2月27日に開催した。</p> <p>今後も「活用会議」において、判断基準に基づき審査を行っていく。</p>	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
8	県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について	土地売買契約書の作成時に、県が地権者の収入印紙を負担する際には、用地事務取扱規程第21条で規定されている契約金額算定調書等に収入印紙の負担関係について記載し承認を得る等の適正手続がとられることを要望する。	令和6年3月22日付け通知により、土地売買契約書の起案書類において、県が負担する収入印紙税額を明記するよう周知した。	対応済み
16	⑥ 土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について			

令和5年度包括外部監査

[企業局千葉水道事務所]

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
17	<p>千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事</p> <p>② 未完成工事報告書の後閲処理について</p>	<p>未完成工事報告書においては、後閲となつていないものがあつた際には、決裁後の関係者の供覧が完了してしまつた状態にする。千葉水道事務所では、書類保管をすることが必要である。形式的に確認した上で、保管することを要する。</p>	<p>千葉水道事務所において、本件について、メール及び所内会議にて周知し、書類保管の際に不備がないか確認を徹底することとした。また、総務企画課において、令和6年3月28日付け企業総第1989号「決裁ルートの見直し及び決裁欄への押印の徹底等について（通知）」を企業局内の各所属宛てに発出し、決裁ルートの確認及び決裁ルートの見直しを行うとともに、全ての決裁ルートにいる者の押印を徹底し、不備がないか確認した上で文書を保管するよう周知徹底した。</p>	<p>対応済み</p>
18	<p>千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事</p> <p>③ 請負工事設計変更施工の後閲処理について</p>	<p>請負工事設計変更施工においては、後閲となつていないものがあつた際には、決裁後の関係者の供覧が完了してしまつた状態にする。千葉水道事務所では、書類保管をすることが必要である。形式的に確認した上で、保管することを要する。</p>	<p>千葉水道事務所において、本件について、メール及び所内会議にて周知し、書類保管の際に不備がないか確認を徹底することとした。また、総務企画課において、令和6年3月28日付け企業総第1989号「決裁ルートの見直し及び決裁欄への押印の徹底等について（通知）」を企業局内の各所属宛てに発出し、決裁ルートの確認及び決裁ルートの見直しを行うとともに、全ての決裁ルートにいる者の押印を徹底し、不備がないか確認した上で文書を保管するよう周知徹底した。</p>	<p>対応済み</p>
19	<p>10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事</p> <p>① 未完成工事報告書の後閲処理について</p>	<p>未完成工事報告書においては、後閲となつていないものがあつた際には、決裁後の関係者の供覧が完了してしまつた状態にする。千葉水道事務所では、書類保管をすることが必要である。形式的に確認した上で、保管することを要する。</p>	<p>千葉水道事務所において、本件について、メール及び所内会議にて周知し、書類保管の際に不備がないか確認を徹底することとした。また、総務企画課において、令和6年3月28日付け企業総第1989号「決裁ルートの見直し及び決裁欄への押印の徹底等について（通知）」を企業局内の各所属宛てに発出し、決裁ルートの確認及び決裁ルートの見直しを行うとともに、全ての決裁ルートにいる者の押印を徹底し、不備がないか確認した上で文書を保管するよう周知徹底した。</p>	<p>対応済み</p>

千葉県の社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
20	10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事 ③ 工事完成報告書における押印漏れについて	工事完成報告書においては、後関となつていたものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にする。また、千葉水道事務所では、書類保管をすするとともに、形式的な不備も含め書類に不備がないかを確認した上で、保管することを要望する。	千葉水道事務所において、本件について、メール及び所内会議にて周知し、書類保管の際に不備がないか確認を徹底することとした。また、総務企画課において、令和6年3月28日付け企業総第1989号「決裁ルーートの見直し及び決裁欄への押印の徹底等について（通知）」を企業局内の各所属宛てに発出し、決裁ルーートの確認及び決裁ルーートの見直しを行うとともに、全ての決裁ルーートにいる者の押印を徹底し、不備がないか確認した上で文書を保管するよう周知徹底した。	対応済み
21	10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事 ④ 契約書に添付する設計書の日付について	千葉水道事務所では、契約書に設計書を添付する際には、決裁時に回付された設計書が一致しているか千葉水道事務所内で確認することを要望する。	本件について、所属内でメール及び所内会議にて周知し、契約書に設計書を添付する際に、決裁時に回付された設計書と一致しているか、確認を徹底することとした。	対応済み
22	11 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事 ③ 設計業務の工事延期の後関処理について	工事延期間においては、担当者の後関となつていないものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にする。また、千葉水道事務所では、書類保管をすするとともに、担当者の押印が無いか等、形式的な不備も含め書類に不備がないかを確認した上で、書類を保管することを要望する。	千葉水道事務所において、本件について、メール及び所内会議にて周知し、書類保管の際に不備がないか確認を徹底することとした。また、総務企画課において、令和6年3月28日付け企業総第1989号「決裁ルーートの見直し及び決裁欄への押印の徹底等について（通知）」を企業局内の各所属宛てに発出し、決裁ルーートの確認及び決裁ルーートの見直しを行うとともに、全ての決裁ルーートにいる者の押印を徹底し、不備がないか確認した上で文書を保管するよう周知徹底した。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
23	10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事 ⑤ 設計業務委託金額の按分について	複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。	現状の運用を変更する必要があることから、設計額の按分方法等について、水道事務所から意見を聴取するなど、実務に即した新運用案の調整を進めているところである。	継続
24	11 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事 ② 設計業務委託金額の按分について	複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。	現状の運用を変更する必要があることから、設計額の按分方法等について、水道事務所から意見を聴取するなど、実務に即した新運用案の調整を進めているところである。	継続
25	12 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事 ② 設計業務委託金額の按分について	複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。	現状の運用を変更する必要があることから、設計額の按分方法等について、水道事務所から意見を聴取するなど、実務に即した新運用案の調整を進めているところである。	継続

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
26	9 千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事 ① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について	契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要する。	県が準用している標準請負契約約款は、中央建設業審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、反社会的勢力に関する解除要件については、平成22年6月24日開催「中央建設業審議会総会」において、「相手方が反社会的な主体であったというところが事後的に判明した場合に発注者側が契約解除できよう制定した」という趣旨であることが説明されており、また、当審議内容は外部に公表されている。ついで、本解除要件の制定趣旨に沿って、適切に運用していく。	対応済み
27	10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事 ② 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について	契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要する。	県が準用している標準請負契約約款は、中央建設業審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、反社会的勢力に関する解除要件については、平成22年6月24日開催「中央建設業審議会総会」において、「相手方が反社会的な主体であったというところが事後的に判明した場合に発注者側が契約解除できよう制定した」という趣旨であることが説明されており、また、当審議内容は外部に公表されている。ついで、本解除要件の制定趣旨に沿って、適切に運用していく。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
28	1.1 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事 ① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について	契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。	県が準用している標準請負契約約款は、中央建設業審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、反社会的勢力に関する解除要件については、平成22年6月24日開催「中央建設業審議会総会」において、「相手方が反社会的な主体であったということが事後的に判明した場合に発注者側が契約解除できよう制定した」という趣旨であることが説明されており、また、当審議内容は外部に公表されている。については、本解除要件の制定趣旨に沿って、適切に運用していく。	対応済み
29	1.2 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事 ① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について	契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。	県が準用している標準請負契約約款は、中央建設業審議会が公正妥当な規範として決定し、採用を勧告したもので、全国の官公庁及び地方自治体において採用されているものであり、反社会的勢力に関する解除要件については、平成22年6月24日開催「中央建設業審議会総会」において、「相手方が反社会的な主体であったということが事後的に判明した場合に発注者側が契約解除できよう制定した」という趣旨であることが説明されており、また、当審議内容は外部に公表されている。については、本解除要件の制定趣旨に沿って、適切に運用していく。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
30	1-6 工事等の債務負担行為に係る伝票処理（工業用水部） ① 工事等の債務負担行為に係る伝票処理について	建設仮勘定に計上する金額は仮払消費費税等の金額を控除した金額を計上する必要がある。	令和6年3月7日付け企管経第2388号「工事等の債務負担行為に係る伝票処理について」の一部改正について（通知）」を發出し、仮払消費費税等の金額を控除した金額を建設仮勘定に計上することとした。	措置済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

## 【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
31	10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事 ⑤ 設計業務委託金額の按分について	企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。	現状の運用を変更する必要があることから、設計額の按分方法等について、水道事務所から意見を聴取するなど、実務に即した新運用案の調整を進めているところである。	継続
32	11 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事 ② 設計業務委託金額の按分について	企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。	現状の運用を変更する必要があることから、設計額の按分方法等について、水道事務所から意見を聴取するなど、実務に即した新運用案の調整を進めているところである。	継続
33	12 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事 ② 設計業務委託金額の按分について	企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。	現状の運用を変更する必要があることから、設計額の按分方法等について、水道事務所から意見を聴取するなど、実務に即した新運用案の調整を進めているところである。	継続

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
34	1 3 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場の ② 固定資産の計上単位について	担当者による処理のばらつきを防止するため、固定資産の計上単位の判断基準の具体化を要望する。 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省）32項において、固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければならぬとされている。そのためにも、記載単位としては、①現物との照合が可能なる位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当であるとされている。 これを踏まえ「千葉県営水道事業長期施設整備方針」「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」等を考慮の上、事務処理基準の検討を要望する。	「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省）に基づき固定資産を計上しており、計上単位の問題はないが、担当者による処理のばらつきを防止するため、事務処理基準について、他自治体及び他部署の取扱いを参考に、今後の具体的な対応方針を検討しているところである。	継続
35	1 5 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法 ① 固定資産台帳へのデータ入力について	現物管理をしている各事務所ではなく、各事務所から収集したデータを基にデータ入力、データ入力チェックを経理課が行う運用は、経理課の負担が大きくなり、入力データの信頼性が脆弱となる可能性があるため、データ入力と入力チェックを行う部署を分けることを要望する。	令和7年度には現行のシステムから、上水道事業で使用しているシステムへの移行を予定している。移行後は現上水道事業と同じくデータ入力とデータ入力チェックの部署が別となる予定である。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
36	13 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場の ① 一者応札の工事について	一般競争入札の案件であることから、応札していない業者にはヒアリングをすることは困難であることなどが、可能な限り多くの業者が入札に参加できるように検討し、より有効な対策となるようさらさら工夫を要望する。	「建設工事に係る一般競争入札の実施要領」に基づき、千葉県企業局建設工事等入札参加資格委員会で資格要件の設定が適切であるかの審議を行っているところであり、引き続き複数入札参加者の確保に努めていく。	対応済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【指摘】

No	事項名	結果（指摘）の内容	措置状況等	区分
14 37	南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川南八幡2-23-1 ① 建設廃棄物処理業者について	契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受注者間で書面による協議をし、書面を残すという適正な処理を行うように要望する。	廃棄物処分先の変更を行う際は、発注者である県と受注者との間で協議した結果について工事打合簿を取り交わす等、書面に残る形での処理を行うこととしており、葛南工業用水道事務所内において、改めてこの処理を周知・徹底した。	措置済み

千葉県社会資本のうち重要なインフラである道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道に係る資産の取得等及びそれらの施設に係る各種台帳管理の整備・運用に伴う財務事務手続について

【意見】

No	事項名	結果（意見）の内容	対応状況等	区分
38	1-4 南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1 ② 一者応札の工事について	入札前から、応札者が一者の場合でも入札を執行する、として募集をし、結果として一者応札となっており、入札前に、一者入札となっても不成立とはしない、という判断をするにあたっては、可能な限り多くの業者が入札に参加できることが望ましいと考える。	「建設工事に係る一般競争入札の実施要領」に基づき、千葉県企業局建設工事等入札参加資格委員会が適切であるかの審議を行っているところであり、引き続き複数入札参加者の確保に努めていく。	対応済み